

群馬大学医学部附属病院臨床主任会議規程

平成 20. 4. 1 制 定
改 正 平成 22. 4. 1 平成 23. 9. 13
平成 30. 4. 1

(趣 旨)

第1条 この規程は、群馬大学医学部附属病院規程（以下「病院規程」という。）第5条第2項の規定に基づき、群馬大学医学部附属病院臨床主任会議（以下「臨床主任会議」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 臨床主任会議は、病院の円滑な運営及び連絡調整を図ることを目的とする。

(組 織)

第3条 臨床主任会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 病院長
- (2) 副病院長
- (3) 病院長補佐
- (4) 診療科長
- (5) 中央診療施設及び診療支援部門の部長又はセンター長
- (6) 重粒子線医学センター及び救命・総合医療センターの副センター長
- (7) 薬剤部長
- (8) 看護部長
- (9) 医療の質・安全管理部長
- (10) 先端医療開発センター長
- (11) 事務部長
- (12) その他臨床主任会議が必要と認めた者

(議 長)

第4条 臨床主任会議に議長を置き、病院長をもって充てる。

2 議長は、臨床主任会議を主宰する。

3 議長に事故あるときは、副病院長がその職務を代行する。

(開 催)

第5条 臨床主任会議は、原則として月1回開催する。ただし、必要があるときは、臨時に開催することができる。

(事 務)

第6条 臨床主任会議の事務は、総務課において処理する。

(雑 則)

第7条 この規程に定めるもののほか、臨床主任会議に関して必要な事項は、病院長が別に定める。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、病院運営会議の議を経て、病院長が行う。

附 則

この規程は、平成23年9月13日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。